

国内における地球温暖化対策のため  
の排出削減・吸収量認証制度  
(J-クレジット制度)

実施規程  
(審査機関向け)

Ver. 1.3

2017年7月26日

## 目次

---

---

<b>第 1 章</b>	<b>総則</b> .....	<b>1</b>
1.1	目的 .....	1
1.2	構成 .....	1
1.3	国際規格への準拠 .....	1
1.4	妥当性確認・検証において従うべき要件及び参照すべき事項を定めた文書類 .....	2
<b>第 2 章</b>	<b>妥当性確認・検証の一般的要求事項</b> .....	<b>3</b>
2.1	保証水準 .....	3
2.2	行動規範 .....	4
2.3	責任 .....	4
2.4	重要性 .....	4
<b>第 3 章</b>	<b>妥当性確認・検証の計画・実施・評価・報告</b> .....	<b>6</b>
3.1	妥当性確認・検証の流れ .....	6
3.2	プロジェクトの概要把握 .....	8
3.3	利害関係調査 .....	8
3.4	妥当性確認資源及び検証資源の確保 .....	8
3.5	プロジェクト実施者との契約 .....	9
3.6	リスク評価 .....	9
3.7	妥当性確認計画及び検証計画の策定 .....	10
3.8	妥当性確認・検証の実施 .....	12
3.9	妥当性確認・検証結果の評価 .....	17
3.10	妥当性確認・検証結果の報告 .....	20
3.11	妥当性確認・検証完了後の対応 .....	21
3.12	記録と保存 .....	21

## 第1章 総則

### 1.1 目的

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（審査機関向け）（以下「本実施規程」という。）は、J-クレジット制度において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（プロジェクト実施者向け）（以下「実施規程（プロジェクト実施者向け）」という。）に従って作成されたプロジェクト計画書の妥当性確認及びモニタリング報告書の検証を実施する際、妥当性確認・検証業務の品質を確保するため、審査機関が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

なお、森林管理プロジェクトの場合は、別途記載のない限り、「排出活動」を「吸収活動」、「排出削減量」を「吸収量」、と読み替える。

### 1.2 構成

本実施規程の構成は、以下のとおり。

#### 第1章 総則

目的や引用規格等について示す。

#### 第2章 妥当性確認・検証の一般的要求事項

妥当性確認及び検証時に審査機関に求められる一般的な要求事項や手続等について示す。

#### 第3章 妥当性確認・検証の計画・実施・評価・報告

妥当性確認・検証を行う際の流れに従い、各段階における要点や要求事項を示す。

### 1.3 国際規格への準拠

本実施規程は、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準である、ISO 14064-3 に準拠して作成している。

- ISO 14064-3 温室効果ガス — 第三部:温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引 —

本実施規程においては、下記のように、ISO 14064-3 の要求事項及びJ-クレジット制度において追加的に要求される事項を、審査機関が満たすべき要求事項として本文に記載し、各要求事項に対する補足説明を点線枠内に記載している。

(例)

#### X.X 見出し

本文 （※審査機関が満たすべき要求事項）

(例) □□□を実施する場合、△△△に従わなければならない。(※下線部分については、以下の点線枠内に解説等を記載)

(1) □□□  
(※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等)

(2) △△△  
(※本文中の下線部分に対応する事項に関する補足説明等)

#### 1.4 妥当性確認・検証において従うべき要件及び参照すべき事項を定めた文書類

Jークレジット制度における文書類は以下のとおりである。このうち、審査機関が妥当性確認・検証を実施する上で、従うべき要件を定めた基本文書は以下の①及び②（審査機関向け）であり、参照すべき事項を定めた文書は以下の②（プロジェクト実施者向け）、③及び⑤である。

	文書名	規定内容	利用者
①	実施要綱	Jークレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにJークレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの	プロジェクト実施者 審査機関 等
②	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの（本文書）	審査機関
③	モニタリング・算定規程	方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者
④	方法論策定規程	方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定めるもの	方法論策定者
⑤	方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者
⑥	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
	審査機関向け	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で①,②の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

## 第2章 妥当性確認・検証の一般的要求事項

### 2.1 保証水準

妥当性確認の保証水準は合理的保証とする。妥当性確認は、以下のプロセスに沿って実施される。

- 妥当性確認機関は、プロジェクト計画書が「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」に従って作成されていること及び記載すべき情報を網羅していることを、十分かつ適切な証拠を収集して客観的に確認する。
- 妥当性確認報告書をもって、プロジェクト実施者に妥当性確認の結果を報告する。

検証の保証水準は合理的保証とする。検証は、以下のプロセスに沿って実施される。

- 検証機関は、モニタリング報告書が「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」及びプロジェクト計画書に従って作成されていること、記載すべき情報を網羅していること及び記載内容とプロジェクトの実施状況が一致していることを、十分かつ適切な証拠を収集し客観的に確認する。
- 検証報告書をもってプロジェクト実施者に検証の結果を報告する。

#### (1) 合理的保証

J-クレジット制度では、絶対的な保証よりその程度が低いものである合理的保証を求めている。合理的保証においては、審査機関はプロジェクト計画書、モニタリング報告書の記載内容が重要性の範囲内で正確であることを意見として表明する。（重要性については 2.4 を参照）

#### (2) 十分かつ適切な証拠

審査機関は合理的保証を行うためには、量的に十分であるとともに、質的に適切な証拠を入手しなければならない。証拠の質的な適切性とは、証拠としての適合性と信頼性をいう。

証拠の適合性は、証明すべき内容と証拠が示す内容が合致していることである。

証拠の信頼性は、一般的には以下のように評価されるが、個々の妥当性確認及び検証における情報源及び入手状況により該当しない場合もあることに留意する。

- ・ 外部証拠の証拠力は内部証拠の証拠力よりも強い。
- ・ 機関が直接入手した証拠の証拠力は間接的に入手した証拠の証拠力よりも強い。
- ・ 単に多くの証拠を入手しても、必ずしも質の低さをカバーすることにはならない。
- ・ 複数の情報源から入手した証拠又は、入手した異なる種類の証拠が相互に矛盾がない場合には、信頼性が強い証拠と判断できる。

- ・ 文書により入手した証拠は、口頭により得られた証拠より強い。

## 2.2 行動規範

審査機関は、J-クレジット制度において定められた要件を遵守するとともに、ISO 14064-3における「原則」(独立性、倫理的行動、公正な報告、職業的専門家としての正当な注意)に基づき、妥当性確認及び検証を実施しなければならない。

### (1) 独立性

妥当性確認・検証業務は、プロジェクト実施者から独立した第三者である審査機関が実施することとしていることから、妥当性確認及び検証の実施に当たっては、常に客観性を維持すること。(3.3 利害関係調査参照)

### (2) 倫理的行動

審査機関は、妥当性確認及び検証の実施に当たって、機密を保持し、分別を持つことによって倫理的行動を実践すること。

### (3) 公正な報告

審査機関は、ありのままにかつ正確に妥当性確認及び検証の報告書を作成すること。

### (4) 職業専門家としての正当な注意

審査機関は、妥当性確認及び検証を実施する専門家として、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に誤りが含まれる可能性に常に注意し、正当な注意を払って妥当性確認及び検証を実施すること。

## 2.3 責任

個別の妥当性確認・検証に関する責任は、妥当性確認・検証を行った者ではなく、審査機関に帰するものである。

審査機関は、表明した意見に責任を負う。プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成及び記載内容については、プロジェクト実施者が責任を負う。

本実施規程に従い、専門家としての正当な注意をもって妥当性確認・検証を実施した場合は、審査機関は、適切な妥当性確認・検証を実施したと主張することができる。

## 2.4 重要性

重要性とは、プロジェクトに関する情報で、その脱落、虚偽、又は要求事項への不適合があった場合、プロジェクトの達成する全体的な総排出削減量が、次の基準値と同等以上

の割合で過大評価されてしまう情報のことをいう。重要性の基準は、妥当性確認においては、制度の要求事項に従った排出削減見込み量の5%、検証においては制度の要求事項に従った排出削減量の5%とする。

重要性の判断に際しては、量的な影響の他、質的な影響も考慮する必要がある。質的な影響とは、プロジェクト計画書における排出削減見込み量及びモニタリング報告書における排出削減量の数値以外の情報に関するものを言う。

#### (1) 質的な影響

質的な影響とは、例えば QA/QC が不十分である場合などの定性的な事項であり、これらの定性的事項については妥当性確認・検証報告書に記載する。なお、記載すべき項目が記載されていない場合などの記載不備については、原則として全て修正を要求することとする。

### 第3章 妥当性確認・検証の計画・実施・評価・報告

#### 3.1 妥当性確認・検証の流れ

##### ① 妥当性確認の流れ

妥当性確認は、おおむね、以下の流れで実施される。

ステップ	実施内容	実施場所
プロジェクトの概要把握 (3.2)	プロジェクト計画書等によりプロジェクトの実施環境、モニタリング体制、モニタリング方法、データ処理過程などの情報を入手しプロジェクト計画書に誤りが含まれるリスクを評価する。	妥当性確認機関事務所
↓		
利害関係調査 (3.3)	内規に基づきプロジェクトに関係する者との間の利害関係調査を実施し、利害抵触となるかどうかを判断する。	妥当性確認機関事務所
↓		
妥当性確認資源の確保 (3.4)	方法論を十分に理解し、かつ専門知識及び力量を持つ要員を配置するとともに、当該要員が妥当性確認業務に要する時間を確保できることを確認する。	妥当性確認機関事務所
↓		
プロジェクト実施者との契約 (3.5)	保証水準、目的、基準、適用範囲、重要性などについてプロジェクト実施者と合意した上で契約を締結する。	妥当性確認機関事務所
↓		
リスク評価 (3.6)	妥当性確認リスクを合理的に低い水準に抑えるため、プロジェクト計画書に誤りが含まれるリスクについて、固有リスク、統制リスク、発見リスクを評価する。	妥当性確認機関事務所
↓		
妥当性確認計画の策定 (3.7)	保証水準、妥当性確認の目的・基準・範囲・実施時期・実施場所、重要性、サンプリング計画に関する妥当性確認計画を策定し、妥当性確認業務を行うチームを組織した上でメンバーに業務を適切に割り当てる。	妥当性確認機関事務所
↓		
妥当性確認の実施 (3.8)	策定した計画に従って十分かつ適切な証拠を入手し、妥当性確認を実施する。プロジェクト計画書の記載内容とプロジェクトの実施状況が一致していることを確認する。	妥当性確認機関事務所 プロジェクト実施場所
↓		
妥当性確認結果の評価 (3.9)	プロジェクト計画書の記載内容に可能性のある誤り又は未修正の誤りが存在する場合には、その評価を行う。実施した妥当性確認の結果について品質管理レビューを実施した上で意見を確定する。	妥当性確認機関事務所 (必要に応じてプロジェクト実施場所)
↓		
妥当性確認結果の報告 (3.10)	定められた様式に従って妥当性確認報告書を作成し、プロジェクト実施者に対して提出する。	妥当性確認機関事務所
↓		
妥当性確認後の対応 (3.11)	妥当性確認報告書の提出後に、妥当性確認結果に重大な影響を与える可能性のある事実が判明した場合、適切な措置を検討する。	妥当性確認機関事務所
↓		



記録と保存 (3.12)	妥当性確認計画から意見形成までの過程や収集した証拠などを記録し、定められた期間保存する。	妥当性確認機関事務所
-----------------	--	------------

## ② 検証の流れ

検証は、おおむね、以下の流れで実施される。

ステップ	実施内容	実施場所
プロジェクトの概要把握 (3.2)	登録済みのプロジェクト計画書、妥当性確認報告書、モニタリング報告書等によりプロジェクトの実施環境、モニタリング体制、モニタリング方法、データ処理過程などの情報を入手し、モニタリング報告書に誤りが含まれるリスクを評価する。	検証機関事務所
↓		
利害関係調査 (3.3)	内規に基づきプロジェクトに関係する者との間の利害関係調査を実施し、利害抵触となるかどうかを判断する。	検証機関事務所
↓		
検証資源の確保 (3.4)	方法論を十分に理解し、かつ専門知識及び力量を持つ要員を配置するとともに、当該要員が検証業務に要する時間を確保できることを確認する。	検証機関事務所
↓		
プロジェクト実施者との契約 (3.3)	保証水準、目的、基準、適用範囲、重要性などについてプロジェクト実施者と合意した上で契約を締結する。	検証機関事務所
↓		
リスク評価 (3.6)	検証リスクを合理的に低い水準に抑えるため、モニタリング報告書に誤りが含まれるリスクについて、固有リスク、統制リスク、発見リスクを評価する。	検証機関事務所
↓		
検証計画の策定 (3.7)	保証水準、検証の目的・基準・範囲・実施時期・実施場所、重要性、サンプリング計画に関する検証計画を策定し、検証業務を行うチームを組織した上でメンバーに業務を適切に割り当てる。	検証機関事務所
↓		
検証の実施 (3.8)	策定した計画に従って十分かつ適切な証拠を入手し、検証を実施する。モニタリング報告書の記載内容とプロジェクトの実施状況が一致していることを確認する。	検証機関事務所 プロジェクト 実施場所
↓		
検証結果の評価 (3.9)	モニタリング報告書の記載内容に可能性のある誤り又は未修正の誤りが存在する場合には、その評価を行う。実施した検証の結果について品質管理レビューを実施した上で意見を確定する。	検証機関事務所 (必要に応じて プロジェクト 実施場所)
↓		
検証結果の報告 (3.10)	定められた様式に従って検証報告書を作成し、プロジェクト実施者に対して提出する。	検証機関事務所
↓		
検証後の対応 (3.11)	検証報告書の提出後に、検証結果に重大な影響を与える可能性のある事実が判明した場合、適切な措置を検討する。	検証機関事務所
↓		
記録と保存 (3.12)	検証計画から意見形成までの過程や収集した証拠などを記録し、定められた期間保存する。	検証機関事務所

## 3.2 プロジェクトの概要把握

審査機関は、妥当性確認及び検証に係る作業を効率的に実施するため、妥当性確認計画及び検証計画の策定に先立ち、プロジェクトの内容及びプロジェクトの実施環境に関する情報を入手しなければならない。

### (1) プロジェクトの内容及びプロジェクトの実施環境に関する情報の入手

妥当性確認時には、プロジェクト実施者からプロジェクト計画書等を入手し、登録しようとするプロジェクトの概要を把握する必要がある。また検証時にも、プロジェクト実施者からプロジェクト計画書及び妥当性確認報告書等を入手し、登録プロジェクトの諸条件を把握しておく必要がある。審査機関は、提供された情報が不十分である場合、妥当性確認及び検証業務を受嘱してはならない。

なお、上記書類から情報を得られない場合は、外部公開情報やプロジェクト実施者への質問等により、必要な情報を入手すること。また、以下のような情報についても、排出削減活動に影響を与える外部要因として、情報を入手することが望ましい。

- 法規制
- 原料/燃料価格の動向
- 同業他社の状況
- 同種のプロジェクトの状況
- サプライチェーン

また、モニタリング体制及びモニタリング方法並びに排出削減量の算定体制及び算定方法を含むデータ処理過程を把握し、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に誤りが含まれるリスクを評価することが望ましい。

## 3.3 利害関係調査

審査機関は、3.2に従って入手した情報を基に、妥当性確認及び検証の対象となるプロジェクトに関係する者（プロジェクト実施者、その他関連事業者等）を特定し、その者との間におけるいかなる利害抵触も確実に回避しなければならない。審査機関はそれぞれの内規に基づき利害関係調査を実施し、利害関係があった場合には、利害抵触となるかどうかを判断しなければならない。

## 3.4 妥当性確認資源及び検証資源の確保

審査機関は、妥当性確認及び検証の対象プロジェクトに適用された方法論を十分に理解し、かつ専門知識及び力量を持つ要員を配置するとともに、これらの要員について妥当性確認及び検証に必要な全ての手続の実施に要する時間を確保できることを確かめなければならない。

### 3.5 プロジェクト実施者との契約

#### ① 妥当性確認

妥当性確認機関とプロジェクト実施者は、妥当性確認を実施するに当たって妥当性確認にかかる次の5点につき合意した上で、契約を締結しなければならない。

- 保証水準
- 目的
- 基準
- 適用範囲
- 重要性

目的には、プロジェクトの実施により、プロジェクト計画書に記載された排出削減が実現する見込みの評価を含めなければならない。また、適用範囲には、以下の事項を含めなければならない。

- プロジェクトとそのベースライン
- プロジェクトの設備、活動、技術及びプロセス
- 温室効果ガス排出活動
- 温室効果ガスの種類
- 期間

#### ② 検証

検証機関とプロジェクト実施者は、検証を実施するに当たって検証にかかる次の5点につき合意した上で、契約を締結しなければならない。

- 保証水準
- 目的
- 基準
- 適用範囲
- 重要性

適用範囲には、以下の事項を含めなければならない。

- プロジェクトとそのベースライン
- プロジェクトの設備、活動、技術及びプロセス
- 温室効果ガス排出活動
- 温室効果ガスの種類
- 期間

### 3.6 リスク評価

審査機関は、妥当性確認リスク及び検証リスクを合理的に低い水準に抑えるため、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に誤りが含まれるリスクを評価しなければならない

い。評価するリスクには固有リスク、統制リスク、発見リスクを含めなければならない。

#### (1) 固有リスク、統制リスク、発見リスク

妥当性確認リスク及び検証リスクは、固有リスク、統制リスク、発見リスクから構成される。妥当性確認・検証チームは、プロジェクト活動及びプロジェクトの実施環境の理解及びデータ処理過程の把握結果に基づきリスク評価を行う。

- 固有リスク

プロジェクト活動の性質からプロジェクト計画書及びモニタリング報告書に重要な誤りが含まれるリスク。

固有リスクの程度を高いと識別した場合には、可能な限り、識別した固有リスクを妥当性確認及び検証で確かめるべき事項（要点）に関連付けることが必要である。識別した固有リスクを妥当性確認及び検証の要点に関連付けることができない場合には、固有リスクの程度を高いとする必要はないが、審査機関としての懐疑心を高めるとともに、実施する手続、実施の時期及び適用範囲について検討し、さらに当該リスクに関連する知識や経験を有する要員の配属又は専門家の利用及び妥当性確認・検証チームメンバーへの指導監督の程度の強化の必要性についても考慮しなければならない。

- 統制リスク

プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の重要な誤りが、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成のための QA/QC を含む統制手続によって防止又は発見されないリスク。

統制リスクの程度が高いと識別した場合は、内部統制に依拠せずに、固有リスクの程度に応じて、発見リスクの程度が中又は低となるように、実施する手続、実施の時期及び適用範囲等を決定しなければならない。

- 発見リスク

妥当性確認及び検証を実施してもなおプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の重要な誤りが発見されないリスク。

通常、固有リスクと統制リスクは個別に評価するが、両者を結合して評価することもできる。審査機関は、固有リスクと統制リスクを評価し、その程度に応じて、妥当性確認・検証リスクを低い水準に抑えるように発見リスクを決定し、これに適合するように妥当性確認計画及び検証計画を立案する必要がある。

### 3.7 妥当性確認計画及び検証計画の策定

#### 3.7.1 計画すべき事項

リスク評価結果に基づき、妥当性確認リスク又は検証リスクを合理的に低い水準に抑えるような妥当性確認計画又は検証計画を策定しなければならない。

妥当性確認計画又は検証計画には以下の項目を含めなければならない。

- 保証水準
- 妥当性確認又は検証の目的
- 妥当性確認又は検証の基準
- 妥当性確認又は検証の範囲
- 重要性
- 妥当性確認又は検証の活動及び実施時期
- サンプリング計画
- 妥当性確認又は検証の実施場所

サンプリング計画の策定においては、内部統制の有効性の評価を実施した後、妥当性確認又は検証の対象とする母集団を分析し、合意された保証水準を達成するために必要な証拠の量と種類を検討しなければならない。サンプリング計画は、転記、集計、計算などの誤りや可能性のある誤り、脱漏又は不実表示などのリスクを考慮して計画する必要があり、妥当性確認・検証計画の重要な一部である。

#### (1) 実施時期

審査機関は、妥当性確認リスク又は検証リスクを勘案し、実施する手続について、効果的、効率的な実施時期を決定する必要がある。

プロジェクト登録の申請時にプロジェクトが未実施の場合には、実施段階ではプロジェクト計画書どおりにモニタリングが行われず、記録が適切に整備・保管されない可能性がある。このため、初回の検証においては、それぞれの手続の実施時期を特に慎重に決定する必要がある。

#### (2) 実施場所

妥当性確認又は検証の手続によっては、審査機関の事務所あるいはプロジェクト実施場所のいずれでも実施できるものがある。審査機関は、効果、効率性及び情報セキュリティを勘案して適切な妥当性確認又は検証手続の実施場所を決定する必要がある。

プロジェクトの実施場所やプロジェクト実施者の事務所等での妥当性確認又は検証の実施は、元となる証拠を直接見てモニタリング・算定担当者に対面で質問ができるため効果的であり、意思疎通及び情報セキュリティの点からも推奨される。このため、現地での妥当性確認又は検証の時間を十分に確保することが望まれる。なお、現地での妥当性確認及び検証を効果的かつ効率的に実施するためには、書類レビュー等、前もって審査機関の事務所で実施することが効率的な手続もある。把握したプロジェクトの実施環境等を参考に、適切な計画を策定する必要がある。

#### (3) サンプリング計画

合理的保証においては、母集団全体が保証の対象範囲となる。ただし、モニタリングの対

象（母集団）が大きくなればなるほど、全てをチェックするのは時間の制約により難しくなるため、サンプリング手法を用いることになる。

サンプリング計画を策定する際には、内部統制（プログラム型における運営・管理体制を含む）の評価を行い、その有効性の程度に応じて、サンプル数などを設定する必要がある。なお、妥当性確認及び検証の対象となるプロジェクト実施者ごとに内部統制の有効性が異なる可能性がある点に留意する。

### 3.7.2 妥当性確認・検証チームの編成と業務の割当て

審査機関は、妥当性確認又は検証を行うためにチームを組織し、チームのメンバーに妥当性確認又は検証業務を適切に割り当て、分担を決定しなければならない。

#### (1) チーム

妥当性確認又は検証チームは、1名のチームリーダー及び妥当性確認を行う者又は検証を行う者及び／又は独立した専門家の適切な組合せによって構成することが望ましい。

### 3.7.3 プロジェクト実施場所での妥当性確認・検証

#### ① 妥当性確認

妥当性確認機関は、プロジェクト実施場所での現地審査を含めた審査を行わなければならない。ただし、新設プロジェクトが未実施の場合等、プロジェクト実施場所での設備の確認が不可能な場合のように、現地審査を行わない理由を合理的に説明できる場合は現地審査を省略することができる。

#### ② 検証

検証機関は、プロジェクト実施場所での現地審査を含めた審査の要否について検討し、検証機関がプロジェクト実施場所での検証を省略可能であると判断する場合にはプロジェクト実施場所での検証を省略することができる。

## 3.8 妥当性確認・検証の実施

審査機関は、策定した妥当性確認計画及び検証計画に従って妥当性確認及び検証を実施しなければならない。実施に当たっては、妥当性確認リスク及び検証リスクを合理的に低い水準に抑えるため、プロジェクト計画書やモニタリング報告書の記載内容が「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」に従っていることが確認可能な、十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。入手した証拠が不十分な場合には、妥当性確認・検証を開始してはならない。

### 3.8.1 プロジェクト計画書の妥当性確認

妥当性確認機関は、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクトの概要及び算定対象排出活動等について、妥当性確認の申請時点の「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」に定められた要件等を満たしていること及び定められた様式に従って記載されていることを確認しなければならない。また、すでにプロジェクトが開始されている場合等においては、プロジェクト計画書の記載内容とプロジェクトの実施状況が一致しているかについても確認しなければならない。

#### (1) 実施規程（プロジェクト実施者向け）で定められた要件等を満たしているかの確認

##### ① プロジェクトが満たすべき要件

実施規程（プロジェクト実施者向け）に従い、プロジェクト計画書に記載されているプロジェクトが実施要綱に規定するプロジェクトの要件を満たしていることを確認する。

また、以下のプロジェクトを実施する場合は、追加で確認が必要な要件があるため、留意すること。

- プログラム型プロジェクトを実施する場合。※
- 森林管理プロジェクトを実施する場合。
- 利用するに当たってプロジェクト計画書作成前に制度管理者へ確認することが必要な方法論に基づくプロジェクトを実施する場合。

※特に、「個々の削減活動が、類似制度及び本制度のプロジェクトとして登録されていないものであること」（実施規程（プロジェクト実施者向け）2.2.8 ② ii）の要件を満たすかについては、個々の設備あるいは活動実施者に固有の情報や標識（シリアル番号、住所地、番号等を付したステッカー等）を用い、必要に応じて制度管理者に照会する等して、十分留意のうえ確認すること。

##### ② データの管理

以下の観点から、データ管理の有効性を確認する。

##### <モニタリング・算定・報告に必要な体制の構築>

- モニタリング体制全体としての責任の所在は明確か。
- データの収集・集計・保管のプロセスと責任が明確であるか。
- データの収集・集計・保管の時期は適切か。

##### <品質保証（QA）／品質管理（QC）>

- QA/QCを実施する体制、仕組み、手順等が整備され機能しているか。
- データの収集・集計・保管を担う担当者への教育・訓練は有効に実施されているか。

#### (2) 方法論で定められた要件等を満たしているかの確認

### ① 適用条件

プロジェクト計画書に記載されているプロジェクトの内容及び証拠として提出された書類が、方法論の適用条件を満たすことを確認する。

### ② 排出活動

プロジェクト計画書に記載されている排出活動が、方法論で定められた排出活動を網羅していることを確認する。

特に、付随的な排出活動について、影響度により排出量を評価する方法又は算定しない方法が選択されている場合は、検証時にはその評価結果の確認を行わないため、妥当性確認時の確認結果が最終的な排出削減量の算定に使用されることとなる。そのため、算定の根拠や算定結果について慎重に確認を行う必要がある。

### ③ ベースラインの特定、ベースライン排出量及びプロジェクト実施後排出量

プロジェクト計画書に記載されているベースラインが、方法論に従って特定されていることを確認する。また、ベースライン排出量及び主要排出活動のプロジェクト実施後排出量の計算式が方法論に従っていることを確認する。

新設プロジェクトについては、ベースラインとして想定される機器は排出削減量を決定づける主要因であるため、その選定が適切かについて特に注視して確認する必要がある。選定された機器が適切か（過度に低効率なものでないか、代表的な機器と言い得るか等）について、当該機器の市場動向等についても踏まえた上で判断する。なお、選定された機器の効率のばらつきが大きい場合には、保守性の観点から効率の高いものが選定されているか確認する。

### (3) モニタリング・算定規程で定められた要件等を満たしているかの確認

プロジェクト計画書に記載されているモニタリング方法が、モニタリング・算定規程に従っているかについて以下のようなポイントを確認する。

- 活動量のモニタリングについて分類 B が適用されている場合、適正に検定等を受けた計量器等が使用されているか。特に、計量法に基づく特定計量器以外の計量器については、関連する国際規格（例えば国際標準化機構）、国内規格（例えば日本工業規格）又は業界標準等の適切な慣行により校正されたものであるかどうかについて個別に判断する必要がある。
- 活動量のモニタリングについて分類 C が適用されている場合、当該方法によるモニタリング結果が実際の値と想定されるものと比較して同等又は保守的な値となるようなモニタリング方法が選択されているか。



### 3.8.2 モニタリング報告書の検証

検証機関は、モニタリング報告書の内容が「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、「モニタリング・算定規程」、の要件等を満たしていることを確認するとともに、モニタリング報告書の内容とプロジェクトの実施状況が一致していること、プロジェクト計画書どおりにモニタリングが実施されていること、ベースライン排出量、プロジェクト排出量及び排出削減量がモニタリング・算定規程の規定どおり正しく算定されていること及び算定結果が正しく記載されていることを確認しなければならない。

検証の過程において、プロジェクトの実施状況が登録済みのプロジェクト計画書の内容から変更されていると認められる場合は、プロジェクト実施者に対し、実施規程（プロジェクト実施者向け）に基づき、プロジェクト計画変更届を制度管理者に提出するよう指示する。なお、検証においては、プロジェクトが登録された時点以降に制度文書の改定がなされた場合であっても、登録された時点における最新の制度文書類に基づいて検証を行うことができる（ただし、当該制度文書の改定が過去に遡って適用されることとされた場合はこの限りではない）。

#### (1) モニタリング・算定規程の要件等を満たしているかの確認

記録の正確性（記入誤り、転記誤り、集計誤り、計算誤り等）、単位変換の適切性、有効数字の取扱いに加え、モニタリング項目及びモニタリング分類ごとに以下の点に注意が必要。

##### 【活動量】

#### ① 購買量に基づく方法（モニタリング分類 A）の場合

信頼できる原始データの外部証憑はあるか

- データの網羅性
- 供給元でのデータの測定方法や供給元自体に変更はないか
- 集計期間は算定対象期間と合致しているか
- 在庫変動量の取扱い

#### ② 計量器による実測に基づく方法（モニタリング分類 B）の場合

##### 特定計量器による場合

- 計量法に基づいた検定等を受けているか
- 検定等の有効期間がある場合は、有効期間内にあるものを使用しているか

##### 特定計量器以外の計量器による場合

- 関連する国際規格（例えば国際標準化機構）、国内規格（例えば日本工業規格）又は業界標準等の適切な慣行により校正されたものを使用しているか

#### ③ 概算等に基づく方法（モニタリング分類 C）の場合

- モニタリングプランに記載されている方法に従って推計が行われているか
- モニタリングプランに記載されていない方法で推計が行われている場合、当該方法によるモニタリングが実際の値と想定されるものと比較して同等又は保守的であるか

**【単位発熱量、排出係数】**

**① 実測に基づく方法（モニタリング分類Ⅰ）の場合**

- 計量器の精度が実際に確保されているか
- 検定、定期検査の有効期間等

**② 供給会社による提供値を利用する方法（モニタリング分類Ⅱ）の場合**

- 信頼できる原始データの外部証憑はあるか

**③ デフォルト値を利用する方法（モニタリング分類Ⅲ）の場合**

- モニタリング報告書に記載されている燃料、廃棄物、使用原料の種類は実態（燃料性状等）と合致しているか

**【算定式】**

- 登録済みのプロジェクト計画書に記載された計算式が適用されているか
- 記載ミスはないか
- 活動量及び係数の単位は整合しているか

**（２）モニタリング報告書の様式を満たしているかの確認**

- 指定された様式を用いているか
- 記入漏れ等はないか
- 省エネルギー量
  - 省エネルギー量を算出する際にはエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）施行規則第４条２に規定する換算係数を使用していることを確認すること。
  - また、省エネルギー量（原油換算kl）は小数点一位まで評価しているか（小数点第二位は四捨五入されているか）を把握する。また、実績確認概要書の特記事項欄に省エネルギー量を記載すること。（省エネルギー量がマイナスになる場合は記載を要しないので注意すること）

**（３）登録済みのプロジェクト計画書の要件等を満たしているかの確認**

- データの管理
  - プロジェクト計画書で確認したデータ管理が適切に実施されているか確認する。

**（４）実施規程（プロジェクト実施者向け）の要件等を満たしているかの確認**

- 二重認証の有無

- ▶ クレジット認証を受けようとする期間が、他の類似制度においてクレジット認証（クレジットに類する環境価値としての認証を含む）を受けた期間と重複していないことを確認する。
- ▶ 特に、プログラム型プロジェクト間での二重認証には留意が必要であり、個々の設備あるいは活動実施者に固有の情報や標識（シリアル番号、住所地、番号等を付したステッカー等）を用い、必要に応じて制度管理者に照会する等して、他の類似制度及び本制度においてクレジット認証を受けた削減活動と重複していないことを確認する。

#### （５）プロジェクト計画書の変更

検証の過程で、プロジェクトの実施状況が登録済みのプロジェクト計画書の内容から変更されている場合は、実施規程（プロジェクト実施者向け）第 6 章 6.5 に規定する計画変更を伴う場合の手續に従い対応を行う。

再度妥当性確認が必要となる場合は、排出削減プロジェクトについては検証と併せてこれを実施することができる。再妥当性確認が必要か否かの判断基準は以下のとおり。

- ▶ 追加性の有無の判断に影響を及ぼすか
- ▶ 方法論の適用条件を満たしているか否かの判断に影響を及ぼすか
- ▶ 排出削減量の増加につながるか

また、再妥当性確認が不要な場合としては、例えば下記が想定される。

- ▶ 方法論で認められている他のモニタリング方法への変更
- ▶ 要求頻度ではないモニタリング頻度の変更
- ▶ 追加性評価に影響を及ぼさない設備仕様の変更

森林管理プロジェクトについては、年 1 回の定期的確認の際に、プロジェクト要件に関わる重大な変更が生じていないか確認が必要である。

### 3.8.3 妥当性確認・検証計画の見直し

妥当性確認・検証の実施に当たり、妥当性確認計画・検証計画の策定時に前提とした状況が変化した場合、あるいは妥当性確認・検証の実施過程で新たな事実を発見した場合等、新たなリスクや問題点が発見された際には、審査機関は、サンプリング計画も含め妥当性確認計画・検証計画を適時に見直し、必要に応じてこれを改訂しなければならない。また、改訂が生じた場合は速やかにプロジェクト実施者等に通知しなければならない。

## 3.9 妥当性確認・検証結果の評価

### 3.9.1 誤りの評価並びにプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の修正

プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に記載された情報の誤りを発見した場合には、プロジェクト実施者に対し、原則修正を依頼しなければならない。

また、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書において、可能性のある誤り又は未修正の誤りが存在する場合には、その評価を行わなければならない。J-クレジット制度における妥当性確認及び検証において意見表明の際の評価対象とする誤りは、可能性のある誤りと未修正の誤りから構成され、修正された誤りについては評価の対象とはしない。

審査機関は、誤りの評価の結果を踏まえ、修正すべき事項をプロジェクト実施者に伝達しなければならない。また、修正事項の伝達後、プロジェクト計画書・モニタリング報告書の修正版を入手して、適切に修正されたかどうか確認しなければならない。

#### (1) 誤りの評価

- 誤りの評価に際しては、発見した誤りの定量的な検討だけでなく、その性質から排出量の算定に影響を及ぼす可能性も十分に検討して、追加の手續の可否を判断する必要がある。
- 誤り分析：誤りを定量評価した結果の値（％）が、重要性の判断基準である5%未満であることを確認する。定性評価として、プロジェクト計画書どおりにモニタリングが行われており、モニタリング・算定規程及び各方法論において定められたモニタリング方法に従っていることの確認を行う。
- なお、検出された誤りが検証対象期間の排出削減量に対しては重要性の量的基準に照らして影響がない場合であっても、例えば、その誤りの原因が以降の排出削減量の算定に重要な影響を及ぼす可能性がある場合、審査機関は、プロジェクト実施者に当該事項を伝達し対応を勧告することが望ましい。

#### (2) 可能性のある誤り

- サンプルングによる確認を実施し、転記誤りや計算誤り等、サンプルデータに誤りを発見した場合、母集団に含まれるサンプル以外のデータに同様の誤りがある可能性があるため、その値を推計する。
- 全体の可能性のある誤り  $U_B$  は各排出・吸収活動における可能性のある誤りの単純合算値とする。

$$U_B = \Sigma (\text{各排出・吸収活動における可能性のある誤り})$$

#### (3) 未修正の誤り

- データの正確性に及ぼす影響がわずかでありかつ修正処置に著しく膨大な対応が必要となるなどの理由がある場合には、修正をしないことも認められる。このような場合は、「未修正の誤り」として評価する（「3.9.2 妥当性確認・検証意見の形成」参照）。

なお、電力使用量や都市ガス使用量などについて購買量データを使用する場合、期ずれが発生する可能性がある。この場合、期ずれによる誤り、可能性のある誤り及び未修正の誤りの合計値が、重要性の判断基準である5%未満であると判断される場合には、期ずれの修正は不要で

ある。

### 3.9.2 妥当性確認・検証意見の形成

審査機関は、実施した妥当性確認・検証の結果に基づき、妥当性確認・検証意見を確定しなければならない。

妥当性確認・検証意見を裏付けるデータは、仮定、推測、過去の履歴のいずれかの性質に基づき記載されなければならない。

妥当性確認・検証意見を形成する際には、下表の意見の基準及び重要性の基準値（誤りを定量評価した結果の値（%）が5%未満であること）に基づいて結論を決定する。

認証対象となるのは、検証時において適正意見が表明されたプロジェクトのみである。

#### ① 妥当性確認

結論の種類	意見の基準
適正意見	プロジェクト計画書が誤りの合計値が <u>重要性の基準値未満</u> であって本制度の規程類に従って適正に作成されている場合。
不適正意見	プロジェクト計画書が本制度の規程類に従って作成されていない場合。
意見不表明	妥当性確認機関の責めに帰さない理由により、意見を表明するための証拠を入手できなかった場合。（例）証拠の焼失。

#### ② 検証

結論の種類	意見の基準
適正意見	モニタリングが計画通りに実施され、誤りの合計値が <u>重要性の基準値未満</u> であってモニタリング報告書が本制度の規程類に従って適正に作成されている場合。
不適正意見	誤りの合計値が重要性の基準値以上である場合。
意見不表明	検証機関側の責めに帰さない理由により、意見を表明するための証拠を入手できなかった場合。（例）証拠の焼失。

#### (1) 重要性の基準値未満

誤りの合計値が 5%に近い値となる場合は、機械的に 5%の数値をもって判断することは適当ではない。可能性のある誤りの値は、「可能性」の幅を示すものである。可能性のある誤りについては、誤りの合計値に対して占める割合やその内容をよく分析する必要がある。サンプル数を増やす等の追加手続を実施し、可能性のある誤りの値が十分に小さくなることを確かめることが望ましい。十分な小ささは、可能性のある誤りが誤りの合計値に占める割合によって異なる。

### 3.9.3 妥当性確認・検証業務に係る品質管理レビュー

妥当性確認チーム及び検証チームの実施した妥当性確認及び検証が本実施規程に従って実施され、適切な妥当性確認意見及び検証意見が形成されていることを客観的に評価するため、審査機関は、妥当性確認報告書及び検証報告書を発行する前に、当該チーム以外の、チームリーダーと同等レベル以上の力量を持つ者による下記のような妥当性確認意見及び検証意見の形成に係るレビューを実施しなければならない。当該手続の結果、妥当性確認意見及び検証意見の形成が適切であるとの結論を得られるまでは、妥当性確認報告書及び検証報告書を発行してはならない。

- 審査機関が定めた手続を全て完了していること（プロセスレビュー）
- 形成された妥当性確認・検証意見が適切なものであること（テクニカルレビュー）

### 3.10 妥当性確認・検証結果の報告

審査機関は、プロジェクト実施者の作成したプロジェクト計画書及びモニタリング報告書が、「実施要綱」、「実施規程（プロジェクト実施者向け）」、「方法論」、及び「モニタリング・算定規程」に従って適切に作成されているかについての結論を制度管理者の定める様式に従って妥当性確認・検証報告書として表明しなければならない。

#### 3.10.1 妥当性確認・検証報告書の記載事項と意見表明

妥当性確認・検証報告書には、制度管理者の定める様式に従い、意見及び必要事項を記載しなければならない。

妥当性確認・検証意見は、審査機関の適切な責任者の承認を経て、審査機関の責任をもって表明されなければならない。

#### (1) 妥当性確認・検証報告書に記載する意見の例

「・・・のプロジェクト計画書/モニタリング報告書に記載された・・・の温室効果ガス排出削減量情報は、J-クレジット制度における温室効果ガス排出削減量の算定及び報告の基準である・・・に基づいて作成されており、全ての重要な点に関して、適正であると認める。」

### 3.10.2 妥当性確認・検証報告書の提出

審査機関は、妥当性確認・検証報告書を、対象としたプロジェクトのプロジェクト実施者に対して提出しなければならない。

### 3.11 妥当性確認・検証完了後の対応

妥当性確認・検証報告書が提出された後に、妥当性確認・検証結果に対し重大な影響を与える可能性のある事実が判明した場合、審査機関は適切な措置を検討しなければならない。

#### (1) 適切な措置

- ・妥当性確認・検証結果に対し、重大な影響を与える可能性のある事実を確認する。
- ・妥当性確認・検証の意見変更の要否を検討する。
- ・プロジェクト実施者や制度管理者との協議と対応の要否を検討する。
- ・妥当性確認・検証の意見を変更することが必要な場合、審査機関は、理由及び修正箇所を明確に示した上で、妥当性確認・検証報告書を修正し、プロジェクト実施者に対して提出する。

### 3.12 記録と保存

審査機関は、意見表明についての説明責任を果たすため、意見表明の根拠となる、妥当性確認・検証計画から意見形成までの過程や収集した証拠などを記録し、当該妥当性確認・検証に係る登録・認証手続完了後 10 年間適切に保存しなければならない。また、制度管理者、認証委員会及び制度事務局からの求めに応じて、速やかに収集した証拠及び記録を提出しなければならない。

#### (1) 記録・保存すべき内容

妥当性確認・検証の段階ごとに、記録・保存すべき内容としては以下のような事項が想定される。

##### ① 妥当性確認・検証計画

- ・ リスクの識別の過程とその評価結果

- 特定したリスクに対する対応
- 実施する手続の内容、範囲、実施時期、実施場所、実施者
- 内部統制への依拠の有無

**② 妥当性確認・検証の実施**

- 実施した手続の内容、適用範囲、実施時期、実施場所、実施者  
(サンプリング方法、サンプリング数を含む)
- 上記手続の実施結果とその根拠（発見された誤りを含む）

**③ 妥当性確認・検証結果の評価**

- 特定したリスクへの対応結果
- 妥当性確認・検証計画の変更があった場合の変更理由とその内容
- 発見された誤りの修正の経緯
- 可能性のある誤り及び未修正の誤り等の全体評価結果
- 品質管理レビューの実施結果
- プロジェクト実施者とのコミュニケーションで結論に影響するもの



## 施行日

本文書は 2013 年 4 月 17 日から施行する。

## 改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	2013.4.17	2014.1.19	新規制定
1.1	2014.1.20	2016.3.1	3.9 妥当性確認・検証結果の評価 重要性の判断基準を 5%未満に統一
1.2	2016.3.2	2017.7.25	3.7.3 プロジェクト実施場所での妥当性確認・検証 ②検証 検証機関がプロジェクト実施場所での検証を省略可能であると判断する場合にはプロジェクト実施場所での検証を省略することができるよう改訂  3.8.1 プロジェクト計画書の妥当性確認 (1) 方法論の選択 ①プロジェクトが満たすべき要件 追加で確認が必要な要件があるため留意すべき場合として、「利用するに当たってプロジェクト計画書作成前に制度管理者へ確認することが必要な方法論に基づくプロジェクトを実施する場合。」を追記
1.3	2017.7.26	—	3.8.1 プロジェクト計画書の妥当性確認 (1) 実施規程（プロジェクト実施者向け）で定められた要件等を満たしているかの確認 プログラム型プロジェクトを実施する場合の留意事項に注記を追加 3.8.2 モニタリング報告書の検証 (4) 実施規程（プロジェクト実施者向け）の要件等を満たしているかの確認 プログラム型プロジェクト間での二重認証に係る留意事項を追加